








3202号建物ばい煙濃度計補修工事

業務隊長	管理科長	管轄班長	工事企画	ボイラー係長	エネ管	管財	担当者
							
件名	3202号建物ばい煙濃度計補修工事				図番	1 / 2	
図名	表紙				縮尺	—	
陸上自衛隊駒門駐屯地業務隊					5.1.23		

特記仕様書

1 工事名

3202号建物ばい煙濃度計補修工事

2 工事場所

静岡県御殿場市駒門5-1 陸上自衛隊駒門駐屯地

3 工事概要

ばい煙濃度計ファンユニット交換 4個

4 作業期間

作業時間は8時30分から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。ただし、やむをえない場合は監督官と調整のうえ実施するものとする。

5 一般事項

(1) 一般事項

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定公共建築工事標準仕様書及び改修工事標準仕様書による。

イ 図面と特記仕様書との内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。

ウ 工事施工に際し、現場の納まり及び取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合は、監督官の指示に従い施工するものとする。

エ 本工事に必要な工具類及び消耗部品は、請負者の負担とするものとする。

オ 請負者は駐屯地内で工事を行う場合、区域への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・工事用通路等）は、駐屯地の規則及び関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工場所以外への立ち入りを禁止する。

カ 工事に必要とする電気及び水は、原則として使用しないものとし、やむを得ず使用する場合は有料とし、事前に諸手続を行うこと。

キ 本工事で発生した発生材のうち金属類については、計量をしたうえで発生材調書を監督官へ提出した後、監督官の指示する場所に集積すること。

(2) 現場管理

ア 請負者は、本工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、監督官に提出すること。

イ 現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は請負者が負うものとする。万一、災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともに、その指示に従うものとする。また、第三者等に損害を与えた場合は、請負者の責任において補償するものとする。

(3) 材料検査

ア 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とすること。

イ 現場に搬入した材料は、その種別ごとに、品質、数量について監督官の検査を受けるものとする。ただし、工場組立等のためにあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでないものとする。

なお、搬入した材料は、工事で使用するまでの間に変質等なきよう、適切に保管するものとする。

ウ 材料検査結果並びに長期保管等による変質等により工事に使用することが適当でないと監督官が判断したものについては、直ちに新品と交換し、再度検査を受けるものとする。

(4) 関係書類

ア 契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し工程表を提出して監督官の承認を受けるものとする。また、その他工事に必要な申請及び提出書類は監督官の示す規格様式で作成し必要部数提出すること。

イ 工事写真撮影は請負者が実施するものとし、着工前の状況、各施工段階、工事完成及び完成後に明視できない箇所の施工状況並びに材料検収、その他監督官の指示するものを黒板等を使用してサービサイズに整理したうえ、提出するものとする。

6 特記事項

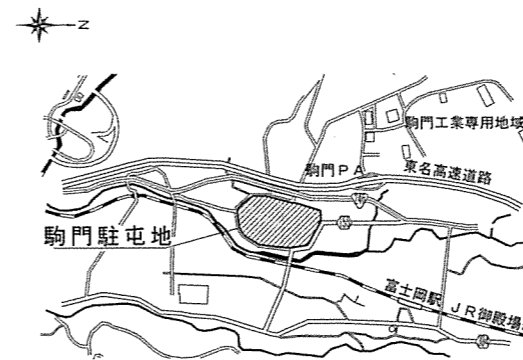
(1) 対象機器

名称	規格等
排煙濃度計	ST-400（進栄技研）

(2) 交換部品

部品名	規格等	数量
ファンユニット	ST-400用 強力型ファン	4 個

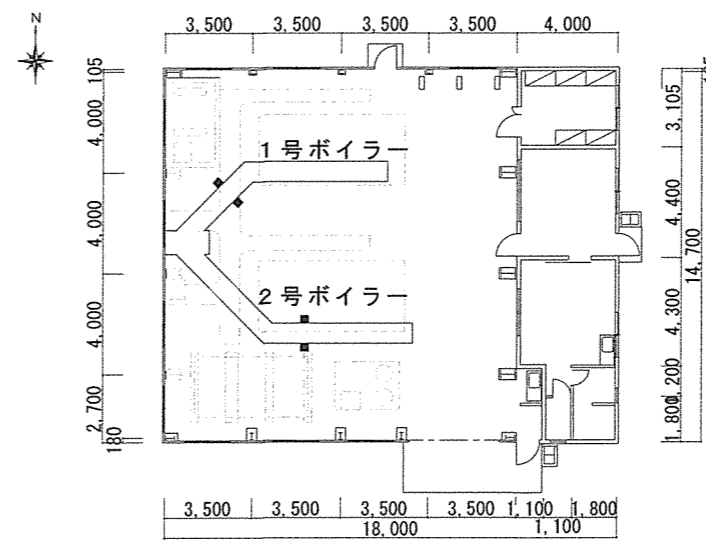
(3) 着工に先立ち、事前に現地を確認すること。また、図面より現地の取り合いを優先すること。



案内図 N/S



駐屯地配置図 N/S



3202号建物平面図 S=1/300

【凡例】
■ ファンユニット FL+4,300mm

件名	3202号建物ばい煙濃度計補修工事	図番	2 / 2
図名	特記仕様書、案内図、配置図、平面図	縮尺	図示